第六十八号

令和一

一月三十日

木 曜

目 次

告 示

公 告

\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
却	¥	○特定非常
刊		江
111	一型	張
計	件改	非
画)良	営
0	決	利
変	笙	活
亩	V.	党利活動法人
一回	7.	注.
四	Ţ	石
青	七	人
(/)	(二件)	(/)
縦	第	設
覧		立
)都市計画の変更図書の縦覧(一項の規定による県営土地改良事業計画の決定	の設立の認証申請(
<u> </u>	0	訍
仕	1H	訴
11	規	出
:	疋	挂
:	13	円日
:	ょ	$\widehat{}$
÷	る	14
:	県	11
:	営	
;	+	÷
÷	抽	:
:	孙	:
;	台	÷
:	上	:
:	尹	:
:	兼	:
÷	計	:
;	画	÷
:	\mathcal{O}	:
:	決	:
;	完	:
:		:
:	÷	:
;	:	:
(二件)	1	(二件)]
$\dot{-}$	$\dot{-}$	<u>:</u>
二	<u></u>	一
\mathcal{N}	\mathcal{N}	Д.

公安委員会

○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……

告 示

山梨県告示第十六号

出をしなければならない区域を次のとおり指定する。その関係図面は、 特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届 部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、 山梨県森林環境 土地が

山梨県知事 長 崎 幸

太

郎

令和二年一月三十日

日 指定する区域 韮崎市三ツ澤字西坊来石六百五十番の

準に適合していない特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) ふっ素及びその化合物 第三十一条第一項の基

部

山梨県告示第十七号

森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。 告示第五十号により指定した区域の全部について、土壌汚染対策法(平成十四年法律第 防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として令和元年山梨県 五十三号)第六条第四項の規定により、その指定を解除する。その関係図面は、山梨県 土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を 令和二年一月三十日

山梨県知事 長 崎 太 郎

一 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基 準に適合していなかった特定有害物質の種類 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 指定を解除する区域 甲斐市中下条字東河原二千番十一及び二千番十二の各一部 ふっ素及びその化合物 なし (土壌汚染対策

土地と認められた。) 策法施行規則第三条の二第一号の規定による基準不適合土壌が存在するおそれがない 法施行規則第三条第一項の規定による土壌汚染状況調査を実施した結果、土壌汚染対

山梨県告示第十八号

項の規定により、その指定を解除する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保 ときの届出をしなければならない区域として令和元年山梨県告示第五十一号により指定 全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。 した区域の全部について、土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二 土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとする

令和二年一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- に二千番十の全部 指定を解除する区域 甲斐市中下条字東河原二千番一及び二千番十一の各一部並び
- 第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び
- 三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 法施行規則第三条第一項の規定による土壌汚染状況調査を実施した結果、土壌汚染対 なし(土壌汚染対策

Щ

梨

Щ

策法施行規則第三条の二第一号の規定による基準不適合土壌が存在するおそれがない 土地と認められた。

山梨県告示第十九号

のように保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条の二第二項の規定により、

保安林の所在場所

笛吹市芦川町上芦川字水出一六九六の二(次の図に示す部分に

山梨県知事

長

崎

幸太郎

令和二年一月三十日

二 指定の目的 公衆の保健

限る。)

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は択伐による。

- 2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

山梨県告示第二十号

覧に供する。 所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和二年二月二十日まで一般の縦 路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

令和二年一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の種類 県道

路 線 名 甲斐早川線

三 道路の区域

区
間
の旧 別新
(メートル)敷地の幅員
(メートル)

で、アンゴボタボを作っ一門口(香山ケミ	安芳倉字二階四〇
新	たま ――――――――――――――――――――――――――――――――――――
一〇・四〇・六	九・七~九・七
四〇・六	四〇・六

山梨県告示第二十一号

次

所おいて、この告示の日から令和二年二月二十日まで一般の縦覧に供する。 路の区域を変更する。その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務 次のとおり道

令和二年一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

道路の種類 県道

三三 路 線 名 大菩薩初鹿野線

道路の区域

サゴゼ 1 中来 原 1 末 原 1 1 1 1 0 7 一 者 一	山中萩原字荻原山四○八一山中萩原字萩原山四○八一	区
新	旧	の旧 別新
八 九 二七 . 一	七・七~	(メートル)敷地の幅員
五四・六	五四・六	(メートル)

山梨県告示第二十二号

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建 設事務所吉田支所において、この告示の日から令和二年二月二十日まで一般の縦覧に供 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

令和二年一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

原道	種道 類路 の
線河	路
川湖	線
精進	名
お中二五八五番二〇五地先か 南都留郡富士河口湖町大石字	区間
	父延
0	メートル)長
- =	心長
 月令 三和	期供日用
十二日年	開始の